

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

京都府立医科大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 京都府立医科大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

京都府立医科大学（設置者：京都府公立大学法人）

河原町キャンパス	京都府京都市上京区河原町通広小路の梶井町 465 番地
広小路キャンパス	京都府京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410 番地
下鴨キャンパス	京都府京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 5
北部キャンパス	京都府与謝郡与謝野町字男山 481 番地

2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

医学部 医学科、看護学科

【研究科】

医学研究科(修士課程) 医科学専攻

医学研究科(博士課程) 統合医科学専攻

保健看護学研究科(博士前期課程) 保健看護学専攻

保健看護学研究科(博士後期課程) 保健看護学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 999 名、研究科 339 名

【教職員数】 教員 464 名、職員 1,479 名

4 大学の理念・目的等

1872 年に東山栗田口青蓮院に設立した仮療病院を前身として、1903 年に医学専門学校となった後、1921 年に京都府立医科大学へと昇格した。1957 年には大学院医学研究科に博士課程を、2007 年には修士課程を設置した。看護学科は、1889 年に設置された附属産婆教習所を前身として、京都府立医科大学への医療技術短期大学部併設などの変遷を経て、2002 年に京都府立医科大学医学部に看護学科を開設した。2007 年には保健看護専攻修士課程を置く大学院保健看護研究科を設置し、2014 年には保健看護学研究科へ名称変更、2018 年には博士後期課程を設置し、併せて修士課程を博士前期課程に変更した。

大学の理念として「世界トップレベルの医学を地域へ」を掲げ、2022 年には創立 150 周年を迎え、新たな決意を表すスローガンとして「継承し創造する未来」を掲げている。2008 年に京都府公立大学法人による設置に移行している。

大学の目的及び使命は、学則第 1 条に「医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すことを目的とし、医学及び看護学の深奥を究めることを通じ、学術・文化の進展と人類の福祉とに寄与することを使命とする。」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

京都府立医科大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

京都府立医科大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、京都府立医科大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 地域の医学的課題に関連する教育・研究を推進するため、「北部キャンパス『知の拠点化』構想」の一環として、2023年度に京都府北中部地域に勤務する医師を対象とした社会人大学院コース「北部キャンパス地域医学コース」の設置や、「総合医療・地域医療学講座」の新設等、大学の理念である「世界トップクラスの医学を地域へ」の実現に向けた取組みを推進している。
- 地域社会の現状や課題を理解しチーム医療の一員として医療を実践する能力や、保健・医療・福祉の協調の上に看護実践ができる能力を備えるため、京都府北中部地域で臨地実習を医学科及び看護学科看護師コースの必修科目で実施し、地域包括ケアの本質や先進的な取組みについての学びを展開している。
- 臨床現場に対応できる「実践力」の到達度を図るため、看護学科において2009年度から長期にわたり、臨床と協働してOSCE(客観的臨床能力試験)を実施し、地域医療に貢献する人材及び世界トップレベルの高度医療人材の育成に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 大学院課程における一部研究科の収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。
- 大学院の一部コースにおけるカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、策定・公表することが求められる。
- 准教授、講師、助教、助手の採用、昇任については、選考基準を明確化することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする全学的な内部質保証の充実が望まれる。
- 大学院の研究指導教員、研究指導補助教員の資格審査については、審査基準を明確化することが望まれる。
- 大学院のディプロマ・ポリシーと授業科目の関係性については、整理・検証するとともに、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 学部及び大学院のシラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、組織的な申し立ての方法を整理することが望まれる。
- 全学としての3つのポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学長を中心に所掌する組織体制及び全学としての基本方針を整理することが望まれる。

- 指導補助者に対する研修については、組織的に実施する体制および規程等の整備が望まれる。
- 学生の授業評価等については、IR 室の全学的な活用による組織的な分析・検証等を実施し、学習成果の把握・可視化、教育改善に向けた全学としての取組みの一層の充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、京都府立医科大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。ただし、保健看護学研究科博士後期課程における収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。ただし、准教授、講師、助教、助手の採用、昇任については、選考基準を明確化することが求められる。また、大学院の研究指導教員、研究指導補助教員の資格審査については、審査基準を明確化することが望まれる。なお、大学院の研究指導教員、研究指導補助教員の資格審査基準については、医学研究科は2025年1月の医学研究科教授会、保健看護学研究科は2024年12月の保健看護学研究科教授会において決定したことを確認した。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、保健看護学研究科における研究指導の計画の学生への明示が不十分であったが、研究指導の計画を学生に示す新たな様式を策定し運用することについて、2024年12月の保健看護学研究科教授会において決定したことを確認した。同じく、保健看護学研究科博士前期課程専門看護師コースの課題研究の審査基準の策定も不十分であったが、2024年12月の保健看護学研究科教授会において決定し、2025年3月にWebサイトに公表したことを確認した。ただし、大学院のディプロマ・ポリシーと授業科目の関係性については、整理・検証するとともに、学生にわかりやすく明示することが望まれる。

学習者本位の観点から、学部及び大学院のシラバスについては、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化すること、成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、到達目標を考慮した成績評価基準とすること、成績評価の異議申し立て制度については、組織的な申し立ての方法を整理することが望まれる。なお、成績評価については、到達目標を考慮した成績評価基準を、医学科は2025年1月の医学科教授会、医学研究科は2025年2月の医学研究科教授会、看護学科及び保健看護学研究科は2024年12月の看護学科・保健看護学研究科教授会において決定したこと、成績評価の異議申し立て制度については、不服申し立てに関する窓口を教育支援課とすることを2024年12月の教育委員会において決定したことを確認した。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また

図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。大学院生を含む研究者については、シボレス認証サービスにより自宅や出先機関等から図書館の提供するデータベースや電子ジャーナルにアクセスすることが可能となっている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。厚生補導の組織については、教育支援課に学生支援係を設置するほか、教職員及び学生の健康の保持増進を図ることを目的に保健管理センターを設置している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、保健看護学研究科博士前期課程精神看護専門看護師コースのカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、策定・公表することが求められる。なお、カリキュラム・ポリシーについては、改定案を2024年12月の保健看護学研究科教授会において承認し、2025年3月にWebサイトに公表したことを確認した。

全学としての3つのポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学長を中心に所掌する組織体制及び全学としての基本方針を整理することが望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、教育研究活動等の状況の情報公表が不十分であったが、2024年12月にWebサイトで情報公表されていることを確認した。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「京都府立医科大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価を所掌する組織として学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。京都府公立大学法人で定めた中期計画及び年度計画の実施状況の調査・分析・評価を実施する過程において自己点検・評価を行い、大学運営会議、教授会及び教育研究審議会での審議を経て、自己点検・評価結果を取りまとめて公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする全学的な内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。ただし、指導補助者に対する研修については、組織的に実施する体制および規程等の整備が望まれる。なお、指導補助者に対する研修については、ティーチング・アシスタント取扱要綱に明記することを、2025年1月の医学研究科教育委員会において決定したことを確認した。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。医学科は2021年度からメンター制度を導入し定期的に個人面談を行うとともに、メンターを統括し学生への支援を円滑にするために各学年にクラス担任を置いている。看護学科はクラス担任を置き、担任責任者1名、副担任2名で学生の学習支援、生活面での支援を行っている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、自己点検・評価委員会において、中期計画に設定した数値目標に基づき毎年度自己分析している。また大学の教育に関する方針は、学長を長とする教育戦略会議において決定しており、当該方針に基づき、教育プログラム委員会、教育プログラム評価委員会において、教育プログラムの立案、管理、評価を行う体制としている。

学習成果の把握・可視化に係る分析については、必要に応じてIR室と連携しながら、学科及び研究科ごとに取り組んでいる。学生の授業評価等については、IR室の全学的な活用による組織的な分析・検証等を実施し、学習成果の把握・可視化、教育改善に向けた全学としての取組みの一層の充実が望まれる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「CBT・卒業試験と医師国家試験の結果に係る関連解析に基づく学生学修支援【学習成果】」

医師国家試験の合格率向上に向けて組織的に取り組むため、2017年度から教育委員会の下部組織として「国家試験対策委員会」を設置している。

同委員会において、学生の基礎学力の客観評価に基づく学習支援の内容等の検討を行うため、IR室に依頼し、2020年までの卒業生を対象に医師国家試験成績と卒業までの成績指標との関連についてデータ分析を行った。

分析の結果、国家試験結果と卒業試験に相関が見られたほか、医師国家試験の可否と4年時のCBT得点に相関が見られた。この結果を踏まえ、同委員会は学生部長・教育センター教員・クラス担任と協働し、6年生の5月からCBT成績不振者と個別面談を実施し、学習の動機付け、生活面・精神面を含めた学習環境の確認と整備、学習計画の具体的な助言等を行っている。そのほか、同委員会と教育センターが連携し、国家試験準備に関する学内説明会や、国家試験勉強準備に関する学内情報冊子の配布等の支援策を講じている。

国家試験合格率は2017年度と比較し2023年度は約9%向上しており、取組みの成果は教育委員会に報告するとともに、教育センターを通じて学生に情報共有し学生の意識向上を図っている。

・No.2「競争的研究費取得向上にむけた取組み」

教授会の付託を受け、研究委員会が大学全体の研究に関する重要事項を審議するとともに、情報・研究支援課が必要なサポート等を行い、競争的研究費獲得の向上に取り組んでいる。具体的には、科研費申請前の学内説明会や、学内教員による研究計画書作成に関する講演会を実施し、2022年度までの5年間平均で教員等126名が参加している。また、第2期中期計画では各教員1件以上の外部資金申請を目標に掲げていたが、研究の質を担保するため、第3期中期計画では獲得件数を目標にしている。さらに、研究不正防止策の一つとして研究質管理センターを設置し、研究倫理教育に取り組んでいる。

また、若手研究者を対象とした挑戦的研究への支援として、2019年度に学内研究助成事業「ENT MDr. 浅野登&暉子基金 医学基礎研究助成事業」を創設し、大型公的研究費で導入されている二段階審査と同様のシステムで評価し、若手研究者が経験を積む機会を設けており、大型研究費を獲得した若手研究者を輩出している。これらの成果は、モデルケースとして学内講演会等で全学的に共有している。

・No.3「地域医療に関わる医師人材育成の実績とキャリアサポート(地域枠学生)【学習成果】」

「京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラム」に基づき、京都府と大学が連携し、各学年7名の地域枠学生に対する取組みを実施している。

入学直後、地域枠学生は教育担当副学長、学生部長及び京都府職員と面談を行い、京都府キャリア形成プログラムの説明及び地域医療従事に関する不安等の把握に努めている。2023年度からは京都府医療課と教育センターが連携し、講義・懇談会を通じた京都府健康福祉部部長と学生の意見交換の場を設けて

いる。

また、地域枠学生間の関係構築や地域医療機関の施設見学、現地医師との交流を通じて地域医療の現状を把握することを目的に、1～3年生の地域枠学生を対象とした1泊2日の早期夏季実習を京都府北中部地域の医療機関で実施している。実習後のアンケート結果から、地域派遣後の生活を具体的に知ることや、地域医療に貢献するキャリアを描くための支援となっていることが確認されている。

さらに、京都府医療課と大学は定期的に「京都府地域枠キャリア形成プログラム検討会」を開催し、プログラム制度、地域枠医師の大学院進学、事業報告及び次年度スケジュール案に関する協議を行っている。2023年度には、地域枠学生及び医師のキャリア形成と地域課題解決につながる研究環境の充実を目指し、医学研究科博士課程に「北部キャンパス地域医学コース」を創設することにつながった。今後も、地域医療マインドを持つ学生に寄り添い、学習満足度の高いプログラムの継続的な取組みが期待される。

・No.4「国際化推進にむけた取組みと学部学生の国際交流活動の発展【学習成果】」

2003年に国際学術交流センターを設置し、「国際化推進プラン」に基づき、世界最先端の医療並びに医学研究の学びを地域に還元する高度医療人材の育成に取り組んでいる。

3年に1度改定する「国際化推進プラン」は数値目標を掲げ、その達成状況を自己点検・評価委員会に報告するとともに、改定作業において取組みの成果と課題の把握を行い、次期プランの取組み立案につなげている。2023年度のプラン改定では、学生の内向き志向の改善が最重要と認識し、特に教育分野では高度医療人材に必要な国際的視野を備えるため「必要な英語力を備える」「交流により国際水準を意識する機会を創出する」ことを主眼に取り組んでいる。

具体的には、海外大学等との学術交流協定校の増加を図り、医学科では2004年から臨床実習における短期派遣及び受入を実施し、看護学科では2023年度から2・4年生を対象にオーストラリアでの看護体験研修を開始した。また、多様性と国際性の涵養を目的に学部学生が設立した国際交流団体の運営サポートを行っている。さらに、海外派遣促進のため、学生の意欲喚起と英語力向上を目的とした授業科目の開講や、課外活動として2022年度にはIELTS受験サポートセミナー、2023年度にはイングリッシュ・カフェの開講等の取組みを展開しており、今後は近年開始した取組みを効果的なものとするための検証や学内周知の推進が期待される。

・No.5「看護実践キャリア開発センターによる看護職人材(高度医療人材)の育成とキャリア支援」

看護実践キャリア開発センターは2009年に設立され、日本看護協会のクリニカルラダーⅢ以上に該当するジェネラリストレベル以上の看護職を対象に、生涯を通じた看護職のキャリア形成を支援している。事業計画は5カ年で立案され、3年目に中間評価、5年目で最終評価を実施している。また、センターに関する重要事項を審議するため、運営委員会を年2回、運営会議を年10回開催し、計画の立案や実施評価等を行っている。さらに、年2回開催される学外有識者を委員に含む評価委員会が、運営委員会に対して評価結果を通知している。

設立時は附属病院看護師のキャリア開発・復帰支援のための「循環型教育システム」整備に取り組み、その後事業を発展させ、近年は研修の受講対象を京都府内の医療機関等に拡大している。具体的には、指定研修機関の指定を受け、2020年度以降、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域、集中治療領域の特定行為研修を開講し、これまでに計17名が修了している。また、2021年度には文部科学省の「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」に採択され、「With コロナ新時代の潜在保健師・看護師リカレント教育プログラム」を開講し、2022年度には看護師コースで6名、保健師コースで2名が修了した。さらに、附属病院の認定看護師並びに専門看護師による11分野の看護専門分野別講座を開講し、京都府内の看護職に公開している。加えて、オンデマンド講座の導入等により学習環境へのアクセスが向上し、2022年度の参加者数は前年度の2倍の4,302名となった。

以上のほか、年1回看護研究交流会を開催し、京都府内の医療関係者が活動報告や意見交換する場を設ける等の取組みも行っており、看護人材の育成を通じた大学のリソースの地域への還元に取り組んでいる。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「地域医療教育推進事業(地域滞在実習)」

地域医療教育推進事業(地域滞在実習)は、2006～2008年度は文部科学省プログラムとして、2009年度以降は京都府からの補助を受けて、教育センターが主体となって実施している。本事業は、地域社会の現状や課題を理解しチーム医療の一員として医療を実践する能力や、保健・医療・福祉の協調の上に看護実践ができる能力を備えることを目的に、医学科5年生の「地域医療実習」及び看護学科看護師コース3年生の「看護の統合と実践Ⅱ(実習)」の必修科目で地域滞在実習を実施している。京都府北中部地域の基幹病院において、診療体制及び保健、医療、福祉に関する地域特性を踏まえたプログラムを実施している。2023年度には院内での多職種チーム医療の体験や、往診や訪問看護への同行等の院外実習により、地域における包括医療を体験しており、実習後アンケート結果では、実習目標の達成について「概ね出来た」以上の回答が8～9割となっている。

実習後には、学生記載のレポートを教育センター教員が評価し、実施後アンケート結果とともに月2回開催の教育センター実務者会議で共有し、実習の目標達成度の検証や次年度に向けた振り返りを行っている。本事業を通じて地域包括ケアの本質や先進的な取組みについての学びを展開している。

・No.2「全人的医療に必要な医文理融合を基盤としたリベラルアーツの充実、異分野交流の「場」の醸成」

ディプロマ・ポリシー等に記載している「コミュニケーション能力」「科学的探究心」「プロフェッショナルリズム」に基づく全人的医療を実践しうる医療者の育成に向け、単科医療大学におけるリベラルアーツや異分野交流の限られたリソースを補うため、他大学と連携した様々な共同事業を実施し、医文理融合を基盤とした効果的な教育及び研究の場の醸成を図っている。

「京都三大学教養教育共同化事業」は、文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に採択され2014年度に京都府立大学、京都工芸繊維大学との3大学で開始し、総括評価で最高ランクS評価を得た。また、京都三大学教養教育研究・推進機構において組織的に運用し、2014～2023年度で約10科目拡充したほか、学生交流会や宿泊研修等、大学間での学生交流の場を提供している。

「京都4大学連携事業」は2011年度に京都4大学連携機構を設立し、共同研究の促進や、年1回の「4大学連携研究フォーラム」の開催等、大学院での教育・研究における異分野交流の促進を図っており、2023年度フォーラムには大学から43名が参加、ポスターセッションに15点出展し、2名が優秀賞を受賞した。

「京都クオリアフォーラム」は、2020年度に7大学と産業界による人材育成及び共創を目的とした「知の共鳴場」として発足した組織で、博士課程大学院生を対象とした異分野交流による人材育成事業や社会課題の解決に向けたテーマ探索事業が行われている。

・No.3「京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」

「医療分野からのイノベーション創出」を重要な社会貢献の一つと位置づけ、産学公連携研究の推進を担う大学内組織として、2024年4月から学長を機構長とする京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」を設置している。URA(University Research Administrator)や知財に関する人材を配置し、企業との連携に関する諸業務をワンストップで支援する体制を構築している。

また、K-MICS内に、メディカルイノベーション創出で日本の研究力強化や地域社会の課題解決に資する人材育成を目的として、学生を対象とする「覚生塾」を設け、企業経営者や起業経験者を含む外部講師の講演や、インターンシップや産学連携イベントへの参加等の教育プログラムを提供する。さらに、戦略的社会連携推進基金を設置し、産学共同研究等による大学収入の一部を基金充当することで、持続可能な研究

環境整備に寄与する制度を構築している。学外の有識者からなる評議員会の評価及び意見を踏まえ、今後は外部への積極的な広報の充実と継続的な取組みの向上が期待される。

・No.4「看護の統合分野における OSCE の取り組み」

2009 年度から、看護師コースの 4 年生が履修する「看護の統合と実践 I」の評価試験として、臨床と協働して OSCE(客観的臨床能力試験)を実施し、臨床現場に対応できる「実践力」の到達度を図っている。科目責任者を中心に組織した OSCE 実施コアメンバーが、シナリオ作成、評価基準の策定、試験の運営、評価の実施、評価結果の分析、次年度の授業計画への反映を行っている。OSCE で取り扱う事例は、附属病院看護師長の協力を得て検討し、医療を取り巻く環境と教育目標に照らして 2~3 年ごとに見直している。

評価は、教員、臨床指導者、大学院生が担当し、量的評価と患者目線の質的評価を基にディブリーフィングし、学生への分析集計結果のフィードバックと模範解答の動画視聴により振り返りを強化している。さらに授業開始当初に実施したグループワークの内容を再検討するワークを実施することで、学習内容と今後の課題の明確化を図っている。学生の自己評価では「自己の課題を明確化できた」「卒後の自信につながった」等の評価を得ている。以上により、中期計画に掲げる「地域医療に貢献する人材及び世界トップレベルの高度医療人材の育成」に取り組んでいる。

・No.5「京都府立医科大学「北部キャンパス『知の拠点化』構想」による特色ある教育研究プログラム」

2013 年に京都府立与謝野海病院の附属病院化をきっかけとして、「地域」と「医療」にフォーカスした学部教育・大学院教育・研究を展開する「北部キャンパス『知の拠点化』構想」を展開し、北部キャンパスに「総合医療・地域医療学講座」を新設した。

また、地域の医学的課題に関連する教育・研究を推進するため、2023 年度に京都府北中部に勤務する医師を対象に、医学研究科博士課程の「北部キャンパス地域医学コース」を社会人大学院コースとして設置した。本コースの設置背景として、学部在学する地域卒学生は、卒業後、京都府北中部の医師不足地域での 6 年間の勤務を含め合計 9 年間、京都府指定病院での勤務が義務付けられている。加えて、奨学金に係る義務履行上、大学院への進学に制約があり、地域の医学的課題に対するより深い学びや研究の機会が損なわれていた。この課題に対応するため、地域卒学生を単なる医師不足解消の手段ではなく、より波及効果が大きい人材活用を図ることを目指し、北部医療センターの教育・研究機能強化の一環として、地域卒卒業生に学びや研究の機会を提供するプログラムとして本コースを構築している。2024 年度には地域卒卒業生のほか、自治医科大学卒業生、一般卒卒業生の計 5 名が入学し、大学の理念である「世界トップクラスの医学を地域へ」の実現に向けた取組みを推進している。

なお、本基準の No.1 及び No.5 の取組みをもとに、「地域医療人材育成の取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー、設置自治体の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.1「地域医療教育推進事業(地域滞在実習)」の意見交換において、参加した学生から、地域における医療人材の必要性を実感した、看護師以外の職種も含めたチーム医療を学んだといった意見があった。実習先の関係者や設置自治体から、京都府北部について身近に感じてもらい、将来的に地域医療での活躍が期待される、学生との交流を通じて病院スタッフにも学びがあるといった意見があり、本取組みが地域医療の課題や現状を理解し、チーム医療の一員として医療を実践する能力や、保健・医療・福祉の協調の上に看護実践ができる能力を備える契機となっていることを確認した。

No.5「京都府立医科大学「北部キャンパス『知の拠点化』構想」による特色ある教育研究プログラム」の意見交換において、北部キャンパス地域医学コースの在学学生から、研究と臨床を同時にやることに価値がある実感している、地域卒学生がキャリアにポジティブなビジョンを持てるコースになることを期待するといった意見があった。設置自治体から、地域卒学生や自治医科大学を目指す高校生にもアピールできる取組みであり、京都府の地域医療に貢献すると認識しているといった意見があり、地域卒卒業生にアカデミアや国際機関でも活躍できる未来を提示し、魅力ある選択肢となる特色ある教育研究プログラムを展開していることを確認した。

全体を通して、地域医療教育推進事業及び「北部キャンパス『知の拠点化』構想」による教育プログラムを通じて、大学の理念である「世界トップレベルの医学を地域へ」に基づく取組みを展開していることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回京都府立医科大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 25 日	1 回目の実地調査（オンラインにより実施）
12 月 9 日	2 回目の実地調査（対面により実施）
1 月	評価報告書（案）を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表